

第7期 雲南市農業委員会第8回総会議事録

1. 日 時 令和3年2月25日(木) 13:30~14:25

2. 場 所 市役所3階・301会議室

3. 出席委員(16名)

1番 三島 輝昭	2番 板持 斉	3番 三原 治雄	4番 堀江 広孝
7番 小山 益男	8番 神田 邦昭	9番 高橋 一裕	10番 新田 清
11番 川角 茂	12番 林 明夫	13番 奥田 武	15番 小田川 清
16番 吾郷 正司	17番 佐藤 博子	18番 嘉本 輝雄	19番 加藤 一郎

4. 欠席委員(3名)

5番 柳原 昌広 6番 高橋美佐子 14番 渡部 晴夫

5. 事務局又は説明者

統括監 奥井健次 統括主幹 白築 香 主幹 土江慶彦 主幹 錦織慎司

6. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 諸報告

日程第3 議案の上程

- ・議第62号 農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認について
- ・議第63号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・議第64号 農地法第4条の規定による許可申請について
- ・議第65号 農地法第5条の規定による許可申請について
- ・議第66号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

7. 傍 聴 1名

8. 議 事

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	それでは、時間が参りましたので、委員の皆様、ご起立ください。 一同ご礼。ご着席ください。それでは、会長に議長をお願いいたします。

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	ただ今の出席委員は、16名であります。定足数に達しておりますので、雲南市農業委員会第8回総会を開会いたします。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。
議 長	日程第1議事録署名委員の指名を行ないます。議事録署名委員は、会議規則第13条の規定により、15番小田川清委員、16番吾郷正司委員を指名いたします。
議 長 事務局	<p>日程第2諸報告を行ないます。事務局より説明を求めます。</p> <p>【諸届及び会務等について事務局より報告並びに説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共事業の施工に伴う廃土処理に係る届出書の受理について ・認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置に伴う農地転用について ・農地法第3条の3の規定による届出書の受理について ・会議等の報告事項 ・会議等の予定
議 長	<p>以上で諸報告を終わります。それでは、諸報告について質問等がありましたら、挙手の上発言をお願いします。なお、発言をされる委員は、氏名を称せず議席番号のみを告げられてから発言をお願いいたします。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	無いようですので、以上で諸報告を終わります。
議 長 事務局	<p>日程第3. 議案の上程を行ないます。それでは最初に、議第62号農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認についてを議題とします。事務局より説明を求めます。</p> <p>議案書9ページ、議第62号農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認についてを説明します。10ページをご覧ください。図面については最初のページから掲載しています。今回非農地通知に係る調査を実施した地区は、〇〇町〇〇地区、〇〇町〇〇地区です。</p> <p>番号1番～10番、〇〇町〇〇地区については、地目は田3筆、畑7筆の合計10筆で関係者は5名、合計面積は9,600㎡です。令和3年1月27日に現地調査を行っており、確認委員は議案書のとおりです。</p> <p>番号11番～17番、〇〇町〇〇地区については、地目は田2筆、畑5筆の合計7筆で、関係者は1名、合計面積は5,573㎡です。令和3年1月26日に現地調査を行っており、確認委員は議案書のとおりです。</p> <p>すべての地区の合計は、地目が田5筆、畑12筆の合計17筆、関係者は6名で合計面積は15,173㎡です。</p> <p>非農地判断の対象となる農地についてですが、今回のこの土地は、耕作不適などやむを得ない事情によって長期間耕作放棄し自然改廃した農地で、農地への復旧が困難な土地であるため、非農地として判断して問題ないと考えます。</p> <p>以上、報告いたします。ご審議についてよろしく申し上げます。</p>
議 長	ただ今、事務局より説明しましたが、担当区域の委員で補足説明があれば、説明をお願いします。

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	(補足説明なし) ただ今、事務局から説明をいたしました。質疑はございませんか。 (無しの声あり)
議 長	無いようですので、質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。 (無しの声あり)
議 長	討論を終わります。お諮りいたします。議第62号農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認については、承認することにご異議ございませんか。 (無しの声あり)
議 長	異議なしと認めます。よって、議第62号農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認については、承認することに決定いたしました。
議 長	次に、議第63号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明を求めます。
事務局	議案書12ページ、議第63号農地法第3条の規定による許可申請について説明します。今月は1件の申請が出ております。議案書13ページをご覧ください。図面資料は6ページからです。 申請番号1番。〇〇町〇〇の1筆です。地目は議案書の通りで、申請面積は387㎡です。権利の種別は有償移転で、譲渡人譲受人は議案書の通りです。 譲渡の申請事由は、遠方に居住しており耕作が困難なため、譲受の申請事由は、申請地を譲り受け農業経営を拡大する。ということです。土地代、確認委員は議案書の通りです。 以上について、周辺地域の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れはなく、譲受人の経営農地は全て耕作されており機械の保有、農作業の従事状況等からみて全ての農地について効率的に利用できるもの。と見込まれ下限面積要件も満たしています。したがって、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上について、ご審議よろしく申し上げます。
議 長	ただ今、事務局より説明しましたが、担当区域の委員で補足説明があれば、説明をお願いします。
議 長	(補足説明なし) ただ今、事務局から説明をいたしました。質疑はございませんか。 (無しの声あり)
議 長	無いようですので、質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。 (無しの声あり)
議 長	討論を終わります。お諮りいたします。議第63号農地法第3条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。 (無しの声あり)
議 長	異議なしと認めます。よって、議第63号農地法第3条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することに決定いたしました。
議 長	次に、議第64号農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	<p>議案書14ページ、議第64号農地法第4条の規定による許可申請について提出のあった案件について説明をいたします。15ページをご覧ください。図面は、9ページから掲載していますので一緒にご覧ください。</p> <p>申請番号1番、〇〇町〇〇1筆。地目は登記簿現況ともに畑で申請面積は286㎡です。申請人は、議案書のとおりで、転用目的は貸駐車場です。普通自動車8台分を整備されます。転用理由は、貸駐車場として整備したい。とのことです。確認委員は議案書のとおりです。</p> <p>農用地区分は、都市計画区域内の第1種住居地域に指定されており、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域に定められていることから、第3種農地と判断しました。第3種農地の転用は、原則転用可能となっています。</p> <p>申請番号2番、〇〇町〇〇1筆。地目は登記簿畑、現況宅地で申請面積は145㎡です。申請人は、議案書のとおりで、転用目的は駐車場です。自家用車2台分と来客用車2台分の駐車場を整備されます。転用理由は、駐車場として整備したい。とのことです。</p> <p>始末書が提出されており、農地法の認識不足から平成27年4月より宅地に造成してしましました。とのことです。確認委員は議案書のとおりです。</p> <p>農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地である。ことから、第2種農地と判断致しました。許可条項は、法第4条第6項第2号に規定する、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより転用目的を達成することができない。場合の代替性なしに該当すると考えます。</p> <p>申請番号3番、〇〇町〇〇1筆。地目は登記簿畑、現況雑種地で申請面積は40㎡です。申請人は、議案書のとおりで、転用目的は宅地進入路で宅地進入路を整備されます。転用理由は、宅地への進入路として整備したい。とのことです。始末書が提出されており、農地法の認識不足から平成12年頃より宅地進入路として整備してしましました。とのことです。確認委員は議案書のとおりです。農地区分及び許可条項は申請番号2番に同じです。</p> <p>以上報告いたします。ご審議についてよろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明しましたが、担当区域の委員で補足説明があれば、説明をお願いします。</p>
7 番	<p>はい。</p>
議 長	<p>はい。どうぞ。</p>
7 番	<p>7番です。申請番号3番につきまして、〇〇委員は今日欠席でございまして、代わりに私の方から聞き取りの状況等について説明いたします。〇〇さんが聞き取りされましたが、転用する理由ですが、自宅への進入路が狭いためということとございまして。いつから使用していたかということですが、2000年ぐらいということと20年ぐらい前から既に使っていた。誰がということは、申請人の亡くなられたご主人が自分の畑を進入路にしておられた。ということで、この進入路の周りが全部申請人さんのところの土地でございまして。</p> <p>始末書が出されておりました、このたび、農地転用の申請をいたしました、この土地は畑ですが、平成12年頃に転用申請をせずに宅地進入路として整備してしまいました。当時は、農地法の知識不足から農地転用が必要であるという認識がなく、結果として無断転用をしてしまいましたことお詫び申し上げます。今後は農地法を遵守し、適切な農地管理に努めてまいりますので、寛大なご処理を賜りますよう何卒よろしくお願ひ申し上げます。ということでございまして。以上でございます。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>はい。ありがとうございました。私の方から2番の〇〇町〇〇の〇〇さんの案件について、説明いたします。この〇〇さん、住所が〇〇郡〇〇町となっておりますけれども、県職員さんで今向こうの方に住所を移していらっしゃるということでございまして、このような住所となっておりますが、この地域は〇〇駅周辺では一番家が密集した地域でございます。現地を見ますと周り中建物に囲まれているようなところでございまして、家を建てられて、平成27年4月頃から駐車場として利用していたということでございまして、農地パトロールで指摘をいただいて、今回この届出に至ったということでございます。本人も非常に反省しておりますし、この地域自体が住宅がいっぱい建っておって、住宅か農地かわからないような農地パトロールでもなかなか難しいような場所でございます、このような結果になったということでございますが、ある意味農地パトロールの結果が出たのではないかと思っているところでございます。始末書も出ておりますし、そのような状況でひとつよろしくお願ひします。ということでございますので、よろしくお願ひ申し上げます。</p>
議 長	<p>他に補足説明はございませんか。 (他に補足説明なし)</p>
議 長	<p>無いようですので、ただ今、事務局並びに担当区域の委員から説明をいたしました、質疑はございませんか。 (無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。 (無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。お諮りいたします。議第64号農地法第4条の規定による許可申請については、島根県農業会議常設審議委員会からの意見聴取が不要の案件です。申請のとおり許可することにご異議ございませんか。 (無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議第64号農地法第4条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>次に、議第65号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書16ページ、議第65号農地法第5条の規定による許可申請について説明します。今回2件の申請が出ております。議案書17ページをご覧ください。図面資料は25ページからです。</p> <p>申請番号1番。〇〇町〇〇の1筆で、申請面積は297㎡。地目は議案書の通りです。権利の種別は所有権移転で、譲渡人譲受人は議案書の通りです。転用目的は個人住宅で、転用理由は、借家住まいで不便であり、申請地に個人住宅を建築する。ということで、個人住宅1棟と、カーポート1棟を建築される計画です。土地代確認委員は議案書の通りです。農用地区域外で、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断いたしました。許可条項は、法第5条第2項第2号に規定する、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより転用目的を達成することができない場合、に該当し、代替性なしであると考えます。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>申請番号2番。〇〇町〇〇の1筆で、申請面積は1筆653㎡のうち355㎡です。地目は議案書の通りです。権利の種別は賃貸借で、譲渡人譲受人は議案書の通り。許可の日から1年間の一時転用となります。転用目的は現場事務所で、現場事務所1棟を設置されます。転用事由は、工事個所に隣接しているため。ということです。</p> <p>土地代は、月額5,000円の賃借料、確認委員は議案書の通りです。この場所については、令和元年9月から昨年10月まで、同じ貸借人により現場事務所として一時転用がなされておりました。今回、前回と同じ工事の新たな工期が始まるということで、前回同様利便性の良い申請地に現場事務所を設置するものです。農地区分および許可条項は申請番号1番と同じです。以上について、ご審議よろしくお願ひします。</p> <p>ただ今、事務局より説明しましたが、担当区域の委員で補足説明があれば、説明をお願いします。</p> <p>(補足説明なし)</p>
議 長	<p>ただ今、事務局から説明をいたしました。質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。お諮りいたします。議第65号農地法第5条の規定による許可申請については、島根県農業会議常設審議委員会からの意見聴取が不要の案件です。申請のとおり許可することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議第65号農地法第5条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>次に、議第66号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてを議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書18ページ、議第66号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてをご説明いたします。</p> <p>議案書19ページをご覧ください。今回は設定件数18件。内訳は〇〇町9件、〇〇町3件、〇〇町1件、〇〇町2件、〇〇町3件で、一括方式による転貸、中間管理機構が借り受けるものではありません。借り受け戸数は11戸となっております。</p> <p>この全ての計画とも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である、全ての農用地を効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること。の要件を満たしていると考えます。以上について、ご審議よろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明しましたが、慣例により各町でご協議いただくこととします。なお、今回該当する町は、〇〇町、〇〇町、〇〇町、〇〇町、〇〇町の5町であります。また、議事参与の制限に該当する〇〇町の案件がございますので、協議の際にはご配慮願ひしたいと思います。あの時計で、14時15分まで、暫時休憩とします。ご協議をお願いします。</p> <p>..... (休憩)</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	会議を再開します。先ほど、休憩中にご協議いただいた結果を、各町より発表していただきます。初めに、議第66号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についての案件のうち、議事参与の制限に該当する、申請番号16番及び17番を除く案件について、〇〇町よりお願いします。
7 番	はい。
議 長	はい。どうぞ。
7 番	7番です。〇〇町は9件ございまして、番号が3番から9番までが再設定でございまして、妥当と判断いたしました。1番と2番でございまして、新規でございまして、設定を受けられる方の経営面積がゼロになっておりまして、〇〇さんという方地域おこし協力隊の方だそうでした、現在でも市内の農業法人などで携わっておられるし、農業経営についていろいろ学びたいと意欲をもっておられる方だそうでした、この新規についても妥当であると協議いたしましたので、ご審議についてよろしくお願いたします。以上です。
議 長	次に、〇〇町お願いします。
9 番	はい。
議 長	はい。どうぞ。
9 番	9番です。〇〇町の案件は、番号10番から12番までの3件でございまして、いずれも再設定でございまして、妥当であると考えます。よろしくご審議お願いたします。
議 長	次に、〇〇町お願いします。
15番	はい。
議 長	はい。どうぞ。
15番	15番です。今日は、担当の委員が欠席ですので代わって報告します。この案件は、再設定で継続されて耕作されているので特に問題はないと思います。よろしくお願いたします。
議 長	次に、〇〇町お願いします。
13番	はい。
議 長	はい。どうぞ。
13番	13番です。〇〇町は、14番15番が該当いたします。14番については再設定で、15番は新規でございまして、設定を受ける方は、休眠農業者実績も豊富であり、妥当であると考えます。よろしくお願いたします。
議 長	次に、〇〇町お願いします。
4 番	はい。
議 長	はい。どうぞ。
4 番	4番です。本件18番ですが再設定ということで、特に問題はないと思っておりますので、ご審議のほどよろしくお願いたします。
議 長	はい、ありがとうございます。ただ今、各町から発表のとおり、許可妥当ということですが、質疑はございませんか。 (無しの声あり)
議 長	質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。 (無しの声あり)
議 長	討論を終わります。お諮りいたします。議第66号農業経営基盤強化促進法に基づく農

発信者	議 事 録 要 旨
	<p>用地利用集積計画の承認についての案件のうち、議事参与の制限に該当する、申請番号16番及び17番を除く案件は、申請のとおり全て妥当として市長に報告することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議第66号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についての案件のうち、議事参与の制限に該当する、申請番号16番及び17番を除く案件は、申請のとおり全て妥当として市長に報告することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>次に、議事参与の制限に該当する案件について審議いたします。〇〇町分の申請番号16番及び17番の案件は、雲南市農業委員会会議規則第10条議事参与の制限により、11番〇〇委員には、ご退席願います。</p> <p>(11番〇〇委員 退席)</p>
議 長	<p>それでは、申請番号16番及び17番の案件について、先ほどご協議いただいた結果を〇〇町より、発表していただきます。</p>
4 番	<p>はい。</p>
議 長	<p>はい。どうぞ。</p>
4 番	<p>4番です。案件16番及び17番についてですが、再設定ということで、内容について検討いたしました。特に問題はないと判断いたしましたので、ご審議のほどよろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>ただ今協議結果について発表いただきましたが、質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。お諮りいたします。議第66号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についての案件のうち、議事参与の制限に該当する、申請番号16番及び17番の案件は、申請のとおり妥当として市長に報告することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議第66号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についての案件のうち、議事参与の制限に該当する、申請番号16番及び17番の案件は、申請のとおり全て妥当として市長に報告することに決定いたしました。</p> <p>11番〇〇委員にはご着席願います。</p> <p>(11番〇〇委員 着席)</p>
議 長	<p>以上で、本日の議事日程は全て終了しました。閉会といたします。</p>
事務局	<p>ご起立ください。一同ご礼。ご着席ください。(14:25終了)</p>

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____